第４回世羅町議会定例会会議録

令和７年12月16日
第４日目

世　羅　町　議　会

１．議事日程

令和７年第４回世羅町議会定例会　（第４号）

令和７年12月16日

午前９時00分開議

於：世羅町役場議場

第１		発言取り消しについて
第２	報告第10号	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
第３	議案第88号	令和７年度世羅町一般会計補正予算（第５号）
第４	陳情第17号	世羅町立小中学校体育館空調導入に関わる陳情書
第５	陳情第18号	完全なジェンダー平等社会の実現を目ざし女性活躍応援基金（仮称）創設を求める陳情書
第６	陳情第19号	地域住民の医療を受ける権利を保障するために医療機関の維持存続への支援を求める陳情書
第７	陳情第20号	介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める陳情書
第８	陳情第21号	学校のすべての教室および体育館へのエアコンの設置とトイレの改修を求める陳情書
第９	陳情第22号	学校給食費の無償化と給食に安心・安全な食材の使用を求める陳情書
第10	陳情第23号	高齢難聴者の補聴器購入助成への公的な補助制度を求める陳情書
第11	陳情第24号	消費税率５％以下への引き下げと消費税の適格請求書等保存方式（ｲﾝﾎﾞｲｽ制度）の廃止等を求める陳情書
第12	陳情第25号	生活保護基準の引き下げ違憲訴訟の最高裁判決を踏まえ、速やかな対応を求める陳情書
第13	陳情第26号	物価上昇に見合う年金引き上げを求める要請
第14	陳情第27号	日本政府に「核兵器禁止条約」への参加を求めるための陳情書
第15	陳情第28号	米国の核使用に日本が関与するような議論を行わないことを求める陳情書

第16	請願第29号	鳥獣被害対策に係る補助金・報償金の拡充について
第17		総務文教常任委員会報告
第18		産業建設常任委員会報告
第19		議会広報広聴常任委員会報告
第20		議会改革調査特別委員会中間報告
第21		議員派遣について

２．出席議員は次のとおりである。（１２名）

１番　亀田知宏	２番　佐倉悠希
３番　矢山　靖	４番　宗重博之
５番　佐々木浩康	６番　福永貴弘
７番　向谷伸二	８番　上本　剛
９番　松尾陽子	１０番　藤井照憲
１１番　田原賢司	１２番　髙橋公時

３．　欠席議員は次のとおりである。

　　な　し

４．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（１９名）

町長　奥田正和	副町長　金廣隆徳
会計課長　市尻孝志	総務課長　升行真路
財政課長　矢崎克生	企画課長　藤川道代
税務課長　小林英美	町民課長　道添　毅
子育て支援課長　藤井博美	健康保険課長　宮崎満香
福祉課長　和泉美智子	産業振興課長　住田谷　保
商工振興課長　山崎　誠	建設課長　福本宏道
上下水道課長　広山幸治	せらにし支所長　前川弘樹
教育長　早間貴之	学校教育課長　藤原康治
社会教育課長　正田一志	

５．職務のため議場に出席した事務局の職氏名（３名）

事務局長　黒木康範	書記　間處俊彦
嘱託書記　貞光有子	

開　　議　９時００分

（起立・礼・着席）

○議長（髙橋公時）　ただいまの出席議員は １２ 名であります。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第１　発言取り消しについてを議題といたします。

６番　福永　貴弘議員から12月５日の一般質問における発言について、会議規則第64条の規定により、お手元に配付しました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出があります。

○６番（福永貴弘）　議長。

○議長（髙橋公時）　６番　福永貴弘議員。

○６番（福永貴弘）　貴重なお時間頂戴いたします。12月５日の本会議における一般質問での私の発言のうち、不適切な発言がありました。よってこれを取り消したいので、議会において許可されるよう会議規則第64条の規定により申し出ます。

○議長（髙橋公時）　お諮りいたします。

６番　福永　貴弘議員の「発言取り消しの申し出」を許可することにご異議ありませんか。

〔　「異議なし」の声　〕

ご異議なしと認めます。

よって、６番　福永　貴弘議員からの「発言取り消しの申し出」を許可することに決定いたしました。

なお、会議録については、会議規則第126条の規定により、議長において精査のうえ、措置します。

日程第２　報告第10号　損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について　を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

○企画課長（藤川道代）　議長。

○議長（髙橋公時）　企画課長。

○企画課長（藤川道代）　議案３ページをお開きください。

報告第10号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和７年12月16日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

１　専決処分の内容

公用車の事故による損害について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

和解の相手方　　所有者

住　所　　庄原市

氏　名　　公共団体

事故の概要

（１）事故発生年月日　　令和７年10月８日午後０時55分頃

（２）事故の発生場所　　世羅町大字徳市343番地地先

（３）事故の状況　　大見振興協議会主催のサロン参加者送迎のため、県道56号府中世羅三和線を徳市方面から安田方面に走行中、事故発生交差点で相手車両が自車両左前に衝突し車両が破損した。

損害賠償の額　　194,300円

２　専決処分年月日

令和７年12月２日

報告は以上でございます。

○議長（髙橋公時）　議会の委任による専決処分に対する報告については、これを以ってご了承願います。

以上で、報告第10号　損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について報告を終わります。

日程第３　議案第88号　令和７年度世羅町一般会計補正予算（第５号）　を

議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生）　議長。

○議長（髙橋公時）　財政課長。

○財政課長（矢崎克生）　議案５ページをお開きください。

議案第 88 号

令和７年度世羅町一般会計補正予算（第５号）

令和７年度世羅町一般会計補正予算（第５号）を別紙のとおり提出する。

令和７年 12 月 16 日　提出

世羅町長　　奥　田　正　和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 37,823 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 12,484,107 千円とするものでございます。

歳入は、国庫支出金 37,823 千円を増額し、歳出は、民生費 37,823 千円を増額するものでございます。

(詳細説明)

○議長（髙橋公時）　これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔なしの声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員　であります。

したがって、議案第 88 号　令和７年度世羅町一般会計補正予算（第５号）は原案のとおり可決されました。

この際、日程第４　陳情第 17 号　世羅町立小中学校体育館空調導入に関わる陳情書　から　日程第 16　請願第 29 号　鳥獣被害対策に係る補助金・報償金の

拡充について　までの13件　を「一括議題」とします。

日程第４　から　日程第16　までの13件については、所管の常任委員会へ付託してありますので、審査の結果について常任委員長の報告を求めます。

最初に、陳情第17号について、総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）　議長。

○議長（髙橋公時）　松尾委員長。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）　令和７年１２月１６日

世羅町議会議長　髙橋　公時　様

総務文教常任委員会
委員長　松尾　陽子

総務文教常任委員会審査報告

12月４日の本会議において本委員会に付託された陳情については、次のとおり審査したので会議規則第７７条の規定により報告します。

【開会中の審査】

１　開会日時　令和７年12月11日（木）午前９時００分開議

２　開会場所　世羅町役場　第１会議室

３　出席委員　松尾陽子、宗重博之、佐倉悠希、佐々木浩康、田原賢司、髙橋公時

４　審査事項と結果

（1）陳情第17号　世羅町立小中学校の体育館空調導入に関わる陳情書

陳情提出者　三原市木原
（一社）広島県LPガス協会
三原地区協議会　会長　加藤　一幸

陳情の趣旨　世羅町立小中学校の体育館に、LPガスの空調設備（ガスヒートポンプ：以下GHP）の導入を求めるという要望。

委員の議論　委員からは、「体育館の空調設備は必要だが、莫大な予算が必要になる。ガス、電気、どの方式がいいのか判断できないので、慎重に考えるべきである。」「ランニングコスト、管理負担など国費で対応できるなら考えられるが一般財源では難しいのではないか。」との意見が出された。

審査の結果　賛成なしにより「不採択すべきもの」と決した。

○議長（髙橋公時）　ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第18号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）　（２）陳情第１８号　完全なジェンダー平等社会の実現を目ざし　女性活躍応援基金（仮称）創設を求める陳情書

陳情提出者　広島市東区光町
「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」
国民大運動広島実行委員会　代表　神部　泰

陳情の趣旨　日本のジェンダーギャップ指数は、148カ国中118位とG7諸国の中でも最下位で低迷している。ジェンダー平等社会の実現のため、地域女性活躍推進交付金の拡充、地域の実情に合わせた独自施策の展開を可能とする「女性活躍応援基金（仮称）の創設を求める意見書を国および政府に対して、意見書の提出を求める要望。

委員の議論　委員からは、「女性活躍応援基金を創設することが目的になっている。これを創ることでどのような成果を図ろうとしているかが理解できないので反対である。」との意見が出された。

審査の結果　賛成なしにより「不採択すべきもの」と決した。

○議長（髙橋公時）　ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第19号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）　議長。

○議長（髙橋公時）　松尾委員長。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）　（３）陳情第19号　地域住民の医療を受ける権利を保障するために医療機関の維持存続への支援を求める陳情書

陳情提出者　広島市東区光町
「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」

国民大運動広島県実行委員会　代表　神部　泰

陳情の趣旨　医療機関は過去最大の規模で、倒産・廃業が進み、深刻な経営危機に陥っている。今後、医療機関がなくなり、医療にかかれない地域がさらに広がることが懸念される。国民の財産である医療提供体制を維持し、どこに住んでいても安心して医療を受けることができるよう、国および政府に対して、意見書の提出を求めるという要望。

委員の意見　委員からは、「世羅西地域は、医療機関がなくなって大変ではあるが、３月に点数制度の改正があると聞いている。ほかにも医療支援の取組みがされているので意見書を提出することは適当ではないと考えるので反対である。」との意見が出された。

審査の結果　賛成なしにより「不採択すべきもの」と決した。

○議長（髙橋公時）　ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第 20 号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）　（４）陳情第 20 号　介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める陳情書

陳情提出者　広島市東区光町

「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」

国民大運動広島県実行委員会　代表　神部　泰

陳情の趣旨　すべての人が安心して介護を受け、介護従事者も尊重される制度の実現には、国の財政支援の強化による制度の抜本改革、介護職員の大幅な賃金の引き上げが不可欠である。介護保険制度の改善、憲法 25 条に基づいたケアが実現できるよう、国および政府に対して意見書の提出を求めるという要望。

委員の意見　委員からは、「国の支援で介護報酬も引き上げるという考えも出ている。支払う側からすると介護保険料が跳ね上がる。

国が判断することだと考えるので賛成できない。」との意見が出された。

審査の結果　賛成なしにより「不採択すべきもの」と決した。

○議長（髙橋公時）　ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第21号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）　（５）陳情第21号　学校のすべての教室および体育館へのエアコンの設置とトイレの改修を求める陳情書

陳情提出者　広島市東区光町
「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」
国民大運動広島県実行委員会　代表　神部　泰

陳情の趣旨　小中学校の特別教室を含むすべての教室および体育館にエアコンを設置すること。そのための計画を示し、予算を確保すること。また、学校のトイレの洋式化を早急に実施し、温水洗浄便座の設置をすすめることを求めるという要望。

委員の意見　委員からは、「ランニングコストなど、多くの財源が必要となる。よく考えて判断すべきであると思うので反対である。」との意見が出された。

審査の結果　賛成なしにより「不採択すべきもの」と決した。

○議長（髙橋公時）　ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第22号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）　（６）陳情第22号　学校給食費の無償化と給食に安心・安全な食材の使用を求める陳情書

陳情提出者　　広島市東区光町
「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」
国民大運動広島県実行委員会　代表　神部　泰

陳情の趣旨　　物価高騰の中、学校給食も配送コストなどの高騰もともなって、おかずの品数や量が減らされる、質が低下することなどは、あってはならない。また、国際情勢によって食の供給や安全が脅かされないよう、国産、地場産の食材を使用するよう、国に意見書の提出を求めるという要望。

委員の意見　　委員からは、「給食は、栄養のバランスもとれており、1日300円の給食代は妥当と考える。完全無償化はする必要はない。また、すでに地場産の食材になっているので賛成する必要はない。」「安易に無償化すると、食材の国産、地場産の関心が薄れてより安価な輸入食材に振り切る危険性もある。有償化することで地場産、国産を守っていくことも大切ではないか。」との意見が出された。

審査の結果　　賛成なしにより「不採択すべきもの」と決した。

○議長（髙橋公時）　ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第23号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）　（７）陳情第23号　高齢難聴者の補聴器購入助成への公的な補助制度を求める陳情書

陳情提出者　　広島市東区光町
「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」
国民大運動広島県実行委員会　代表　神部　泰

陳情の趣旨　　年齢を重ねることによる難聴は、誰しも避けられない生理的な変化である。高齢者になっても、生活の質を落とさず心身ともに健やかに過ごせることが大切である。認知症や健康寿命の延伸に繋がる補聴器の購入に対する

公的補助制度の創設、機器調整のための専門技術者の養成や相談などの環境整備、健康診断の項目に聴力検査を加えることを、国に対して意見書の提出を求めるという要望。

委員の意見　委員からは、「高齢化により難聴の程度がひどくなる。補聴器には、安価なものから高額なものまである。公的助成が必要との考えに疑問をもつ。生理的変化で助成するのは反対である。」との意見が出された。

審査の結果　賛成なしにより「不採択すべきもの」と決した。

○議長（髙橋公時）　ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第25号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）　（８）陳情第 25 号　生活保護基準の引き下げ違憲訴訟の最高裁判決を踏まえ、速やかな対応を求める陳情書

陳情提出者　広島市東区光町
「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」
国民大運動広島県実行委員会　代表　神部　泰

陳情の趣旨　最高裁で本年６月、生活保護基準引き下げの違法性を認める判決を言い渡した。国および地方公共団体は、最高裁判決を真摯に受け止め、早期全面解決に向け、速やかな対応を行うこと。また、物価高騰に見合う 10％以上の基準引き上げを行うよう、国への意見書提出を求めるという要望。

委員の意見　委員からは、「大枠のところで、陳情内容について妥当とは考えられない。」「生活保護費は、国民年金よりも金額が多いし、医療費が無償などもある。物価高騰に見合う 10％の引き上げは必要ない。」との意見が出された。

審査の結果　賛成なしにより「不採択すべきもの」と決した。

○議長（髙橋公時）　ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第26号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）

○議長（髙橋公時）　総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）　（９）陳情第 26 号　物価上昇に見合う年金引き上げを求める陳情書

陳情提出者　広島市東区光町
「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」
国民大運動広島県実行委員会　代表　神部　泰

陳情の趣旨　介護保険料や国保料値上げなど社会保険料が増え、物価高騰などもあり年金生活者の実質可処分所得は大きく目減りしている。若者も高齢者も安心して老後を暮らせる、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の支給額を改善するよう、国および政府に対して意見書の提出を求めるという要望。

委員の意見　委員からは、「要望の趣旨は理解できるが、財源の問題もあり、議会でこれを意見書として国に提出するようなものではないと判断する。」との意見が出された。

審査の結果　賛成なしにより「不採択すべきもの」と決した。

○議長（髙橋公時）　ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第27号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）　(10) 陳情第 27 号　日本政府に「核兵器禁止条約」への参加を求めるための陳情書

陳情提出者　広島市東区光町
「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」
国民大運動広島県実行委員会　代表　神部　泰

陳情の趣旨　「核兵器禁止条約」の批准国は74カ国となり、署名国も95カ国に達した。日本政府に「核兵器禁止条約への参加を求める意見書を採択した自治体は、735の自治体議会にのぼる。日本の周辺で緊張が激化している時だからこそ、平和外交に徹し、「核兵器禁止条約」に署名・批准して核兵器廃絶の先頭に立つべきである。国に対して意見書の提出を求めるという要望。

委員の意見　委員からは、「アメリカの核の傘に入っていると書かれているが、実際はどうなのか怪しいと思っている。今の日本で核兵器禁止条約へ参加すれば身を守れるのかということを考えると我々がどうこう言う問題ではないかなと思う。」との意見が出された。

審査の結果　賛成なしにより「不採択すべきもの」と決した。

○議長（髙橋公時）　ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第28号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務文教常任委員長

○総務文教常任委員長（松尾陽子）　(11) 陳情第 28 号　米国の核使用に日本が関与するような議論を行わないことを求める陳情書

陳情提出者　広島市東区光町

「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」

国民大運動広島県実行委員会　代表　神部　泰

陳情の趣旨　唯一の戦争被爆国の政府として、核兵器廃絶の先頭に立ち、有事での核使用に向けた議論を行わない、核兵器保有国と非核保有国の橋渡しに徹し、核兵器廃絶への国際合意の形成に力を尽くすこと。国および政府に対して、意見書の提出を求めるという要望。

委員の意見　委員からは、「議論してどうなのかを考えるのが民主主義だと思う。議論を行わないことを求めることを認めるのは反対である。」「今の世界の状況を見ると、核廃絶が

現実的にできるのか疑問に思うので、賛成できない。」
との意見が
出された。

審査の結果　　賛成なしにより「不採択すべきもの」と決した。

○議長（髙橋公時）　ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）　以上、総務文教常任委員会に付託された陳情の審査報告といたします。

○議長（髙橋公時）　総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより討論を行います。

陳情第 17 号　世羅町立小中学校体育館空調導入に関わる陳情書の討論は、ありませんか。

〔なしの声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第 17 号　世羅町立小中学校体育館空調導入に関わる陳情書　に対する委員長報告は、「不採択すべきもの」であります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数　であります。

したがって、陳情第 17 号　世羅町立小中学校体育館空調導入に関わる陳情書は　不採択とすることに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第 18 号　「完全なジェンダー平等社会の実現を目ざし女性活躍応援基金（仮称）創設を求める陳情書」の討論は、ありませんか。

〔なしの声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第 18 号　「完全なジェンダー平等社会の実現を目ざし女性活躍応援基金（仮称）創設を求める陳情書」に対する委員長報告は、「不採択すべきもの」であ

ります。
　本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。
（起立少数）
　起立少数　であります。
　したがって、陳情第 18 号　「完全なジェンダー平等社会の実現を目ざし女性活躍応援基金（仮称）創設を求める陳情書」は　不採択とすることに決定されました。

　これより討論を行います。
　陳情第 19 号　「地域住民の医療を受ける権利を保障するために医療機関の維持存続への支援を求める陳情書」の討論は、ありませんか。
〔なしの声あり〕
　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
　これより採決いたします。
　陳情第 19 号　「地域住民の医療を受ける権利を保障するために医療機関の維持存続への支援を求める陳情書」に対する委員長報告は、「不採択すべきもの」であります。
　本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。
（起立少数）
　起立少数　であります。
　したがって、陳情第 19 号　「地域住民の医療を受ける権利を保障するために医療機関の維持存続への支援を求める陳情書」は　不採択とすることに決定されました。

　これより討論を行います。
　陳情第 20 号　「介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める陳情書」の討論は、ありませんか。
〔なしの声あり〕
　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
　これより採決いたします。
　陳情第 20 号　「介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める陳情書」に対する委員長報告は、「不採択すべきもの」であります。
　本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

（起立少数）

起立少数　であります。

陳情第 20 号　「介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める陳情書」は　不採択とすることに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第 21 号　「学校のすべての教室および体育館へのエアコンの設置とトイレの改修を求める陳情書」の討論は、ありませんか。

○３番（矢山　靖）　議長。

○議長（髙橋公時）委員長報告は「不採択すべきもの」でありますので、まず賛成討論の発言を許します。３番　矢山　靖議員。

○３番（矢山　靖）　ただいま議題となっております陳情第 21 号について、私は採択すべきとの立場で討論いたします。まず、エアコン整備はもはや快適性の問題ではなく、子どもたちの学習を守るための最低限の環境整備です。近年の猛暑は、従来の対策では対応できず、熱中症リスクの高まりだけでなく、授業の集中力が続かない、体調を崩す子どもが増えるなど、学校現場に深刻な影響が出ています。私自身、学校の先生や保護者の方から、暑さで授業にならない日があるといった声を何度も伺ってきました。普通教室に限らず、体育館を含めた計画的な整備は、もはや先送りできない状況です。

次に、防災の観点です。世羅町では、小学校のグラウンドが、緊急避難場所に指定されている地域が多くあります。一方で、学校の体育館や校舎は、災害時に地域の方が一時的に身を寄せる可能性のある施設として、町の個別施設計画の中でも位置づけられています。全国的には避難所となった体育館の暑さ寒さが、体調悪化や熱中症、衛生環境の悪化を招いた事例も少なくありません。特に高齢者や乳幼児、障害のある方にとって、温度管理がされていない屋内避難は大きな負担です。教育環境としての空調整備は、そのまま地域の防災力を高めることにつながる点を、私達は重く受止めるべきだと考えます。

続いて、トイレの洋式化についてですが、体力の弱い子どもや障害のある子どもは、実際に利用が難しい場合もあります。そして、避難時にも同じで、高齢者や足腰の弱い方にとって、洋式トイレの整備は欠かせません。オストメイト対応トイレの整備も絶対です。正直に申しますと、私自身も、和式トイレでは股関節や膝への負担が大きく、つい洋式を探してしまうこともあります。元気な大人でもそうなのですから、体力の弱い子どもや高齢者、避難所利用者にとっては、な

おさら負担が大きいと言えます。こうした理由からも洋式化の推進は急務です。また、温水洗浄便座については、衛生面の向上や身体的負担の軽減、誰にとっても使いやすい環境づくりに寄与します。避難所利用を含め、公共施設として整えていく価値は十分あります。学校施設は、平時は子どもたちの学びを支え、災害時には地域を守る拠点にもなり地域の大切な資産です。ここへの投資は、将来にわたって地域全体に恩恵をもたらします。

以上の理由から、本陳情は妥当であり、地域の声も反映した重要な提案であると考え、私は賛成の意を表明いたします。議員各位のご理解を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

○議長（髙橋公時）　次に本案に対する反対討論の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なしの声」あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第 21 号　「学校のすべての教室および体育館へのエアコンの設置とトイレの改修を求める陳情書」に対する委員長報告は、「不採択すべきもの」であります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数　であります。

したがって、陳情第 21 号　「学校のすべての教室および体育館へのエアコンの設置とトイレの改修を求める陳情書」は　不採択とすることに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第 22 号　「学校給食費の無償化と給食に安心・安全な食材の使用を求める陳情書」　の討論は、ありませんか。

〔「なしの声」あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第 22 号　「学校給食費の無償化と給食に安心・安全な食材の使用を求める陳情書」に対する委員長報告は「不採択すべきもの」であります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数　であります。

したがって、陳情第 22 号　「学校給食費の無償化と給食に安心・安全な食材の使用を求める陳情書」は　不採択とすることに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第 23 号　「高齢難聴者の補聴器購入助成への公的な補助制度を求める陳情書」の討論は、ありませんか。

〔「なしの声」あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第 23 号　「高齢難聴者の補聴器購入助成への公的な補助制度を求める陳情書」に対する委員長報告は、「不採択すべきもの」であります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数　であります。番

したがって、陳情第 23 号　「高齢難聴者の補聴器購入助成への公的な補助制度を求める陳情書」は　不採択とすることに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第 25 号　「生活保護基準の引き下げ違憲訴訟の最高裁判決を踏まえ、速やかな対応を求める陳情書」　の討論は、ありませんか。

〔「なしの声」あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第 25 号　「生活保護基準の引き下げ違憲訴訟の最高裁判決を踏まえ、速やかな対応を求める陳情書」に対する委員長報告は、「不採択すべきもの」であります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数　であります。

したがって、陳情第 25 号　「生活保護基準の引き下げ違憲訴訟の最高裁判決を踏まえ、速やかな対応を求める陳情書」　は不採択とすることに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第26号　「物価上昇に見合う年金引き上げを求める要請」　の討論はありませんか。

○３番(矢山　靖)　議長。

○議長（髙橋公時）　委員長報告は「不採択すべきもの」でありますので、まず賛成討論の発言を許します。　３番　矢山　靖議員。

○３番（矢山　靖）　ただいま議題となっております陳情第26号について、私は採択すべきとの立場で討論いたします。

まず、現役世代も高齢者も口を揃えて言われています。「年金だけじゃ暮らせんのんよ。医療費、食費を削ってる。」これは決して大げさな話ではありません。皆さんも町内で同じ声を耳にしておられるはずです。今年度の年金改定は、67歳以下、68歳以上ともに各名目上1.9％のプラスでした。しかし、３年連続でマクロ経済スライドが適用され、0.4％分が削られました。物価上昇を踏まえると、実質は0.8％の減額です。消費税10％、国保料や介護保険料の値上げ、あらゆる物価高騰が重なり、年金生活者の生活に実際に使えるお金がどんどん減っています。　年金では飯が食えないから働かざるを得ない。しかし、伺ってみると、働き先がないという切実な声も多く、現状は大変厳しいものです。そんな高齢者が町内でも増え、医療を我慢し、食費を削り、基本的人権さえ脅かされている。これは社会としてももう限界のサインです。そもそも年金がここまで削られた背景には、マクロ経済スライドがあります。物価や賃金が上がっても、それ以下に抑え込む仕組みです。この13年間で年金は実質8.6％も削減されました。先般の改定法では、この仕組みを今後12年続けることが決まり、現役世代が将来受取る年金まで、さらに実質10％削られる月10万円なら1万円減です。これでは老後に希望を持てという方が無理です。しかし、道はあります。年金積立金は約290兆円、給付の実に５年分が積み上がっています。これを計画的に活用すれば、給付の維持も拡充も可能です。高額所得者の保険料負担の頭打ちを見直すなど、応分の負担を求める改革で安定財源を確保する道もあります。そして、現役世代の賃金が底上げされれば、保険料収入は増え、制度全体の持続可能性は高まります。さらに、日本の年金には、国際社会からも何度も勧告されている最低保障年金がありません。これを導入すれば、低年金や無年金の問題は大きく改善されます。だからこそ、国が決めた制度だからといって、私達地方議員が声を上げないままで良いのかということです。苦しんでる町民の声を国に届けられるのは、私達地方議会だけです。これは政党の違いの大きな問題です。町民の暮らしを守れるか

どうかその一点です。物価上昇に見合う年金の引き上げを求めることは、世羅町で生きる人々の明日の不安を少しでも取除く確かな第一歩です。議員各位におかれましては、どうかご理解とご賛同を賜りますよう心よりお願い申し上げます。
○議長（髙橋公時）　次に本案に対する反対討論の発言を許します。討論はありませんか。
〔なしの声あり〕
　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
　これより採決いたします。
　陳情第 26 号　「物価上昇に見合う年金引き上げを求める要請」　に対する委員長報告は、「不採択すべきもの」であります。
　本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。
(起立少数)
　起立少数　であります。
　したがって、陳情第 26 号　「物価上昇に見合う年金引き上げを求める要請」は　不採択とすることに決定されました。

　これより討論を行います。
　陳情第 27 号　「日本政府に「核兵器禁止条約」への参加を求めるための陳情書」　の討論は、ありませんか。
○３番(矢山　靖)　議長。
○議長（髙橋公時）　委員長報告は「不採択すべきもの」でありますので、まず賛成討論の発言を許します。３番　矢山　靖議員。
○３番（矢山　靖）　ただいま議題となっております陳情第 27 号について、私は採択すべきとの立場で討論いたします。
　世羅町は、平成 16 年 12 月　「作らず、持たず、持ち込ませず」の非核三原則の完全な遵守を求め、戦争の悲惨さを伝え、日本国憲法に掲げられた恒久平和の理念を、町民生活に生かし、子々孫々に継承するため、非核平和の町であることを宣言してきました。本陳情は、この世羅町の宣言を今の時代において、改めて具体的な行動とし示そうとするものです。しかし今、国政の場では、非核三原則について、堅持を明言しない発言や見直しを検討するかのような動きが報じられています。
　これに対し、被爆県広島では、原爆被害者団体を初め、多くの被爆者から被爆の実相が軽んじられているのではないか。核兵器を容認する流れにつながりかね

ないという切実な懸念の声が上がっています。

被爆者の皆さんは一瞬で家族を失い、町を失い、その後も長年にわたり病や差別、孤独と向き合いながら生きてこられました。核兵器の恐ろしさを理屈ではなく、人生そのもので知っている方々です。その声に被爆地に生きる私達地方議会が応ぜずにして、一体誰が応えるのでしょうか。

また、広島県議会においても、県として取りまとめをしていくべきではないかという議論が始まっています。世羅町議会がその流れの一端を担うことは、被爆県の自治体議会として、極めて自然で責任ある行動だと考えます。国際情勢が緊張している今だからこそ、日本は軍事力や核抑止に依存するのではなく、戦争を放棄した憲法９条を持つ国として、対話と平和外交にこそ力を尽くすべきです。核兵器はひとたび使われれば、人の命だけでなく地域も環境も、そして未来そのものを奪います。その非人道性を世界で最も深く知っている国が日本です。世羅町が掲げてきた非核平和の町という言葉を決して空洞化させてはいけません。

被爆地広島の一議会として、今こそ明確な意思を国に示すべきであると考え、私は本陳情に賛成いたします。議員各位のご賛同を強く呼びかけ、賛成討論といたします。

○議長（髙橋公時）　次に本案に対する反対討論の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なしの声」あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第 27 号　「日本政府に「核兵器禁止条約」への参加を求めるための陳情書」に対する委員長報告は、「不採択すべきもの」であります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数　であります。

したがって、陳情第 27 号　「日本政府に「核兵器禁止条約」への参加を求めるための陳情書」　は　不採択とすることに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第 28 号　「米国の核使用に日本が関与するような議論を行わないことを求める陳情書」　の討論は、ありませんか。

〔「なしの声」あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第28号　「米国の核使用に日本が関与するような議論を行わないことを求める陳情書」に対する委員長報告は、「不採択すべきもの」であります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数　であります。

したがって、陳情第28号　「米国の核使用に日本が関与するような議論を行わないことを求める陳情書」は　不採択とすることに決定されました。

つぎに、産業建設常任委員長から、陳情第24号及び請願第29号について報告を求めます。

陳情第24号について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○８番（上本　剛）　議長。

○議長（髙橋公時）　上本委員長。

○産業建設常任委員長（上本　剛）　それでは報告いたします。

令和７年12月16日

世羅町議会議長　髙橋　公時　様

産業建設常任委員会

委員長　上本　剛

産業建設常任委員会審査報告

12月４日の本会議において本委員会に付託された請願・陳情については、次のとおり審査したので会議規則第77条の規定により報告します。

【開会中の審査】

１　開会日時　令和７年12月10日（水）　午前９時00分開議

２　開会場所　世羅町役場　第１会議室

３　出席委員　上本　剛、矢山　靖、亀田知宏、福永貴弘、向谷伸二、藤井照憲（髙橋議長）

４　審査事項と結果

（１）陳情第24号　消費税率５％以下への引き下げと消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める陳情書

陳情提出者　　広島市東区光町

「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」

国民大運動広島実行委員会　代表　神辺　泰

陳情の趣旨　消費税減税が物価高騰から暮らしを守り、内需拡大と経済立て直しに最も有効かつ抜本的な対策であり、国が消費税５％以下への引下げとインボイス制度等が事業者への過度な負担であることから、早急な廃止を強く要望し、国へ意見書の提出を求める要望書。

委員の議論　委員からは、「物価高騰が続いている、小規模事業者の切実な声をうけとめ、地方から国へ現状を伝える必要があると思う」また「消費税を５％引き下げることは反対、インボイス制度廃止は賛成するがこの陳情は反対する」という意見が出された。

審査の結果　賛成少数により「不採択すべきもの」と決した。

○議長（髙橋公時）　ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

請願第 29 号について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（上本　剛）　議長。

○議長（髙橋公時）　上本委員長。

○産業建設常任委員長（上本　剛）　（２）請願第 29 号　鳥獣被害対策に係る報償金の拡充について

請願提出者　世羅町安田

世羅猟友会　会長　前　環　外 17 名

紹介議員　矢山　靖議員、亀田知宏議員

請願の趣旨　地域の農作物被害を防ぐため、日々危険を伴う捕獲活動に取組む者への時間的・経済的負担が積み重なり、鳥獣被害対策を実施するうえで、大きな課題である。鳥獣被害対策を持続可能なものとするため、捕獲活動への報償金等の充実を求めるという請願書。

委員の議論　委員からは、「経費の増大や無償作業の負担が重く、担い手も高齢化しており、このままでは鳥獣被害対策が維持できない状況なので町として請願書の趣旨を鑑み、しっかり応援すべき」などの意見が出された。

審査の結果　　賛成全員により「採択すべきもの」と決した。
○議長（髙橋公時）　ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。
(「なしの声」あり)
　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
○産業建設常任委員長（上本　剛）　以上、産業建設常任委員会に付託された請願・陳情の審査報告といたします。
○議長（髙橋公時）　以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

　これより討論を行います。
　陳情第24号　「消費税率５％以下への引き下げと消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める陳情書」の討論は、ありませんか。
○３番(矢山　靖)　議長。
○議長（髙橋公時）　委員長報告は「不採択すべきもの」でありますので、まず賛成討論の発言を許します。　３番　矢山　靖議員。
○３番（矢山　靖）　ただいま議題となっております陳情第24号について、私は採択すべきとの立場で討論いたします。
　まず、物価高騰が町民の暮らしを容赦なく追い込んでいる現状があります。食料品は毎月のように値上がりし、電気代、日用品まで上がり続けています。もう削るところがない。買い物に行くたびにため息が出る。こうした行為は、年金で暮らす方、子育て家庭、非正規で働く方など、生活に余裕のない人ほど深刻です。消費税は、収入が多い少ないに関係なく生活する以上、必ず払わざるを得ない税です。だからこそ、ゆとりのない家庭ほど負担が重くのしかかり、日々の暮らしに直結しています。今の物価の状況の中で、この税の重さに耐えられない人たちが増えているという事実は、私たちは正面から受止めなければなりません。
　次に、インボイス制度によって小規模事業者の運営が揺らいでいる問題です。免税事業者だった方も、取引先からインボイス発行を求められ、応じられなければ不利な条件を突付けられる恐れがあります。そして登録すれば、これまで不要だった税負担と事務作業が確実に増えます。この制度が始まってから、もう商売を続けられないかもしれない。本業でなく、書類作成に時間が取られるといった声が、本町でも上がっています。地域の経済を支えてきた小規模事業者が、制度の重さで弱っていく。これは地方にとって見過ごせば、地方が地域が痩せていく問題です。小さな商店、建設業者、農家、フリーランス、こうした人たちの踏ん張りが地域を動かしています。その土台が崩れるような状況を議会として黙って

見ていていいのか。私はそうは思いません。今回の陳情は、町民や個人事業者を初めとする小規模事業者が置かれている切実な現状の声から出たものです。それに対し、私達が国が決めた制度だからといって、背を向け続ければ地方の声はどこにも届きません。

確かに、税制度は国の権限です。しかし、生活と地域経済の最前線でその影響を受けているのは他でもない地方です。だからこそ、地方議会が声を上げることには大きな意味があります。実際に、全国の自治体議会でも、国に対して意見書を提出する動きが広がっています。我々は住民の暮らしを預かる立場から、国に対して現状をしっかりと訴えるべきだと私は考えます。

以上の理由から、私は本陳情に賛成いたします。議員各位のご理解を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

○議長（髙橋公時）　次に本案に対する反対討論の発言を許します。

○10番（藤井照憲）　議長。

○議長（髙橋公時）　10番　藤井照憲議員。

○10番（藤井照憲）　陳情第24号に反対の討論をさせていただきます。消費税率５％以下への引き下げと、インボイス制度の廃止等を求める陳情書に対して反対いたします。

消費税はですね、平成元年４月１日に税率３％で導入されております。以来、５％、８％、10％、この10％については、軽減税率８％も合わせて導入されています。このように税率が年を追って、経済に合わせて、変化しております。

これらは社会保障４経費の年金、医療、少子化対策、介護のみに使われる目的税として法律に規定されております。この消費税収入は令和２年、2020年の額を見ますと、所得税を抜いて最も税収の多い税目となっております。

このため、消費税率を５％以下に引き下げた場合、引き下げに係る財源の確保が必要となります。しかし、この陳情書には、財源の確保が明記されておりません。

また、インボイス制度の廃止も陳情されておりますが、これは複数税率に対応するものでありますので、適正な仕入れ価格向上を可能とするものでございます。複数税率のもとでは、仕入れに係る消費税額も８％と10％がございます。
インボイスには、この税率ごとの消費税を明記することが必要となり、事業者が仕入れ税額控除を正確に行う必要ことができる他、不正防止にもつながっております。このため、陳情にあります廃止については、複数税率が存在する限り廃止は困難とこのように考えます。

以上の理由から、本陳情の採択に当たっては反対と、このように考えて討論させていただきました。よろしくお願いします。
○議長（髙橋公時）　ほかに討論はありませんか。
〔「なしの声」あり〕
○議長（髙橋公時）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。陳情第24号　「消費税率５％以下への引き下げと消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める陳情書」に対する委員長報告は、「不採択すべきもの」であります。
本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。
（起立少数）
起立少数　であります。
したがって、陳情第24号　「消費税率５％以下への引き下げと消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める陳情書」　は　不採択とすることに決定されました。

これより討論を行います。
請願第29号　「鳥獣被害対策に係る補助金・報償金の拡充について」　の討論は、ありませんか。
○３番（矢山　靖）　議長。
○議長（髙橋公時）　委員長報告は「採択すべきもの」でありますので、まず反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。
▼【矢山議員：「賛成です」】
○議長（髙橋公時）　はい。
次に本案に対する賛成討論の発言を許します。３番　矢山　靖議員。
○３番（矢山　靖）　鳥獣被害対策に関わる補助金報償金の拡充に関する請願書について、紹介議員の１人として、賛成の立場から討論いたします。
まず、本請願には、日々捕獲のため、山に入る猟師さんの皆さんが思いを込めて署名をされました。その事実そのものが、この問題の深刻さと切実さを物語っています。請願者の皆さんは自分たちの負担が重いから何とかしてほしいと言っているだけではありません。
地域を守り続けるため、このままでは本当に続けられない、その危機感を勇気を持って議会に訴えておられます。鳥獣被害対策は、町の農業を守る土台です。そして、その最前線に立ってくださっている捕獲に従事されている皆さんは、名

誉や報酬のためだけではなく、地域を守りたいという使命感だけで活動しておられます。しかし、その活動を支える制度は、現場の実情に追いついていません。見回り、機材の修理再設置、安全確保、そして山からの搬出、これらの負担は日々積み重なり、その重みが、担い手不足と高齢化となって現場を直撃しています。私は紹介議員として請願者の方々と向き合い、その声の重さ、覚悟の強さを直接感じてまいりました。彼らはもっと報償金をくださいと言っているのではありません。地域を守る仕組みを持続可能にしてほしい、ただその一点を訴えられております。これは贅沢でも特別な便宜でもありません。世羅町が農業の町として地域として存続していくための最低限の基盤づくりです。本請願は、将来の担い手を確保し、地域の農地と暮らしを守るための極めて妥当で必要不可欠な内容です。そして最後に、20代で猟を志し、鉄砲の免許を取得しようとしている若い方がおられると関係者の方から伺いました。地域のために力になりたいと本気で思ってくれている。その姿は、この町の未来の希望そのものです。しかし、その若い担い手が、続けられないと離れてしまえば、地域の被害対策は成り立ちません。だからこそ今、制度を現場に合わせて整え、現実に即した支援を進めていく必要があります。以上の理由から、私は本請願に強く賛成いたします。議員各位におかれましても、署名に込められた切実な思い、そして、地域の未来を担う若い世代の志を、どうか受止めていただき、地域の農業と安全を守る取組みを議員各位とともに前へ進めていただきますよう強くお願い申し上げ、賛成討論といたします。本請願の採択は、未来の担い手の背中を押す。大きな一歩になるはずです。

○議長（髙橋公時）　ほかに討論はありませんか。

〔「なしの声」あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第29号　「鳥獣被害対策に係る補助金・報償金の拡充について」に対する委員長報告は、「採択すべきもの」であります。

本件について「委員長報告のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員　であります。

したがって、請願第29号　「鳥獣被害対策に係る補助金・報償金の拡充について」　は　委員長報告のとおり、採択することに決定されました。

ここで休憩といたします。再開は１０時３０分といたします。

休　　憩　１０時１０分

再　　開　１０時３０分

○議長（髙橋公時）　休憩を閉じて会議を再開いたします。引続き本会議を行います。

日程第 17　　総務文教常任委員会報告を行います。

総務文教常任委員長の所管事務調査の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）　議長。

○議長（髙橋公時）　松尾委員長。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）　それでは報告させていただきます。

令和７年 12 月 16 日

世羅町議会議長議長　髙橋　公時様

総務文教常任委員会

委員長　松尾　陽子

総務文教常任委員会所管事務調査報告

本委員会をつぎのとおり開会したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

１　開会日時　令和７年 12 月 11 日（木）午前９時 00 分開議

２　開会場所　世羅町役場　第１会議室

３　出席委員　松尾陽子、宗重博之、佐倉悠希、佐々木浩康、田原賢司、高橋公時

４　説明員　　町長、副町長、教育長、学校教育課長、福祉課長、財政課長、子育て支援課長、企画課長

５　調査項目および内容

（１）現地視察

世羅町社会福祉協議会（大字西上原）

世羅町からの 11 の委託事業を実施している。

福祉課　　①生活支援体制整備事業、②生活困窮者自立相談支援事業、③中核機関（権利擁護事業）、④障害者社会参加支援事業、⑤手話奉仕員養成研修事業、⑥閉じこもり予防支援通所事業、⑦身体障害者訪問入浴事業、⑧移動支援事業、⑨地域生活支援シス

テム事業

子育て支援課　⑩ファミリーサポートセンター事業、⑪子育てヘルパー訪問支援事業

委員からの「子育てヘルパー等訪問支援事業の実施件数は」の問いには、「大体１件から３件くらいで、相談はたくさん受けるが、家の中に入ってこられるのをためらって断られるケースが多い」との回答があった。「課題は」の問いには、「人材の獲得には苦労しているが、一人が何役も兼務して業務をこなしてなんとかやれている。世羅高校生が就職してくれて頑張ってくれているのが嬉しい」との回答があった。

（２）地域福祉の重層的支援体制整備事業の現状と課題について

令和２年６月の社会福祉法改正により、令和３年４月「重層的支援体制整備事業」が創設された。複雑かつ複合化した住民の困りごとに対して、各課が横断的に対応することで、支援の狭間で取りこぼされることがないよう包括的支援体制を構築する。相談支援事業、地域づくり事業、参加支援事業、アウトリーチを通じた継続支援事業、多機関協働事業の５つの事業を一体的に実施する。

この「重層的支援体制整備事業」を実施している自治体は、12 市町で、世羅町を含む県北・離島ではほぼ実施されていない。

「重層的支援体制整備事業」は、社会福祉協議会や障がい者サービス事業者等と連携した体制の構築が不可欠で、職員の専門性の確保や継続性のある事業展開が必要となる。

今後策定予定の世羅町地域福祉計画で、行政と地域、民間事業者等と連携して、高齢者や障がい者、子育て等枠組みを超えた重層的支援体制整備事業に基づく、隙間のない包括的な支援体制の構築を目ざした取組みを推進するとの説明があった。

委員からの「現状世羅町は未実施ということだが、課題は何か」との問いに、「この事業には、国が要綱で細かい設置基準を設けており、それにあてはまらないと交付金の対象にならない。基幹型相談支援センターを町の直営で設置することが条件となっているが、ケアマネージャーも配置できていない現状の中で、専門人材を確保しての設置は難しい」との答弁があった。

「人口減少で専門人材がいなくなる。小さいほどその影響を受ける。部分的にはそれぞれの事業の補助金で取組まれているが、広域的な考えに立つべきではないか」との問いには、「重層的支援体制整備事業の交付金を活用した事業展開は考えていない。今は保健福祉センターの中ですばやく連携ができている

が、近々備後圏域や広島広域の中で、課題をもちより、福祉的な課題を広域で解決できないか検討する会議が開かれる予定である。そうした場で、人材のプールや国への働きかけ等発信していきたい」との回答があった。

（３）現地調査

世羅町学校給食センター

（ア）運営および施設の状況

ａ　１日の業務日程（標準）

８時 00 分～12 時 30 分 … 業務としては、消毒　物資の検収、ミーティング、調理、給食の積込、配送

12 時 30 分～13 時 30 分 … 休憩・休息

13 時 30 分～17 時 00 分 … ミーティング（午前作業の反省会）、物資の検収、食器類の回収及び洗浄、食器類の収納及び滅菌、消毒、清掃

ｂ　給食内容及び給食数

保育所は月曜日から金曜日に主食・副食とおやつを提供、保育所全体では児童 73 人、職員 30 人、合計 103 人分である。

小・中学校は月曜日から金曜日に主食（米飯）・副食・牛乳を基本とし、月２回主食としてパンが提供される。４小学校では、児童 603 人、職員 88 人、合計 691 人分。３中学校では、生徒 324 人、職員 58 人、合計 382 人分であり、小中全体では児童・生徒 927 人、職員 146 人、合計 1,073 人分を提供している。

「配送での改善点のその後は」との問いに「ドライバーに当初戸惑いがあったが、しっかりと教育を行って安全に配送できている」との回答があった。「事業者からの搬入口での段差の解消は」との問いに「タイムスケジュールで調整をしながら、段差がない形で対応している」との回答があった。「冷蔵庫の下の方に水が流れていないとの話があって調査をお願いしたが、問題はなかったのか」との問いには「この施設はドライシステムという普段水を使わない状態の床になっている。汚れた際や週１回は、必ず水をまいて洗浄消毒する。床はフラットな中で排水溝があるため冷蔵庫の下等の水は掻き出さないといけないというのは普段の作業としてどの施設でも行っていることで問題はない」との回答があった。

（イ）給食の試食

献立　鶏肉とじゃがいもの煮物、白菜とほうれん草のナムル、みかん、牛

乳

給食代　300円/食

（４）令和７年度入札発注工事（250万円以上）の契約および進捗状況について

入札発注工事一覧表により、財政課２件、企画課１件、学校教育課３件の調査を行った。委員から「旧長田小学校跡地内の建物解体工事とは、なぜ今のタイミングの発注なのか」との問いには、「校舎はすでに解体されているが、敷地内に残っている元保育所の建物が崩れかけている。７年度で解体工事を行った後は、更地にして一帯を含め処分したい」との回答があった。また、「駐車場整備の工期が令和８年２月 27 日になっているが、間に合うのか」との問いには、「請負業者から工期延長の申し出がないので、工期どおりの完了に向けて取組む」との回答があった。

（５）保育所運営の今後について

（ア）保育所運営管理状況

（委員会資料　表１参照）

児童数と職員数は、３保育所合わせて、児童数 77 人、正規職員 15 人、会計年度任用職員 39 人である。

３保育所とも、日曜日、祝日を除く月曜日から土曜日まで（７時半から 18 時半まで）同じ時間で開所している。

（イ）出生数および保育施設の将来展望について

（委員会資料　表２参照）

０歳から５歳の児童数は、平成 27 年から平成 30 年までは緩やかな減少であったが、令和５年３月末までは 30 名弱から 40 名強の減少で、令和６年３月末では、54 人の減少となっている。

保育所施設の将来展望は、いずれの施設においても定員内で収まっている。出生数、児童数とも減少のスピードが速く、その中でも町立保育所への入所児童数は、特に減少している。施設の老朽化、保育士の適正配置、調理員の確保、保護者のニーズ、子どもの状況、認定こども園との調整等総合的に考え方向性を見いだす必要があると考える。入所児童が確定した後に、具体的な検討を進めたいとの説明があった。

委員からの「計画が横並びでなく途中で増えたりしている。増やす要因はあるのか。厳しい数値で計画すべきでは」との問いには、「この推計は、過去５年間の住民基本台帳の人口をもとにコホート分析法に基づいて出したものである」との回答があった。

「公立と私立のすみわけが計画では 11 年となっているのに、全体の話が保護者に伝わっていない。早目の対応、説明があってしかるべきではないか」との問いには、「子ども計画を令和 10 年度中に中間見直しするなかで、実状に合わせた数値に変えていこうと考えている」「町として先を見越した計画を立てるほうがいいのではないかと感じている。子ども計画策定の時の統合についてのアンケートでは、保育士の適正配置や効率のよい施設運営が期待できるとの回答が多かった。できるだけ早めにお示ししたい。」との回答があった。

（６）学校法人恵泉学園（世羅めぐみ幼稚園）への土地の無償貸与について

（ア）20 年が経過する中で今後のあり方は。

旧世羅町役場を解体した更地の有効活用を検討した中で、幼稚園の誘致が決まった。立ち上げには多額の初期費用がかかるため土地を買っていただくのは難しい。また、土地を貸すという検討の中で、無償の貸借契約を締結した。

契約期間は、平成 19 年７月 10 日から令和 11 年７月９日までの 22 年間となっている。これまでの 20 年間は、認定こども園立ち上げから運営が軌道に乗るまでの期間、町が支援する観点から土地の無償貸与となった。

期間満了以降について、期間満了まであと３年余りであり、今後のあり方について、しっかり交渉していきたいとの説明があった。

委員からは、「甲山の土地を購入してがんばってくださっている業者なので、無碍な退去を願うことのないよう、今後の運営も踏まえた協議をしてほしい。」との意見が出された。

（７）ＡＩの活用状況および AI 議事録について

（ア）内容および予算

令和７年度ＡＩ議事録システム使用料は、324,500 円で、令和５年８月から会議･各種委員会やうち合わせ等の録音データについて文字おこしを行うために活用している。

（イ）セキュリティ対策

JIS 規格や ISO 規格に準拠しており、システム側で情報保護されることを確認している。システムの使用の際は、職員に個人情報保護に留意するよう説明している。

（ウ）職員の活動状況

ＩＤ及びパスワードを職員に周知し､10 アカウントまで同時利用できるよ

う設定し運用を開始したが、システム開発業者の粉飾決算が発覚し令和７年９月 30 日付けで解約した。

（エ）職員が円滑に活用できるように工夫していること等

作業マニュアルの作成と周知であるとの説明があった。

委員から、「ＡＩについて予算化しているのは議事録のみか。セキュリティ対策について業者に確認したのか」との問いに「７年度において予算化しているのは議事録のみで、セキュリティ対策は、業者に確認ずみである。」との回答があった。「解約後は別のサービスと契約するのか」との問いには、「現在は、生成ＡＩを企画課で試験導入して議事録を作っている。どういった議事録システムがいいのか現在検討中である」「職員の業務の軽減・効率化が目的と考えるが、職員が簡単に使えることが望ましい。業務の削減に繋がるならそれに見合った投資は検討すべきでは。録音デバイスは」の問いには、「職員は、ＡＩを議事録の文字おこしと内容の要約に使っていて業務効率もあがっている。議事録に特化したＡＩ がいいのではないかと考えて、見積もりをとっているところである。録音デバイスは、ＩＣレコーダーが主になると考えている。各課へのデバイスの準備もこれから検討する」との回答があった。「解約したシステム使用料の返金は」との問いには、「返金していただいた。規約に基づき違約金（10%）の加算もあった」との回答があった。

（８）国勢調査の調査員のなり手不足とその対応について

国勢調査員は、高齢化の進展、事務負担の増大、世帯との接触の難しさ等の要因により全国的になり手不足が深刻化している。また、国から広島県等を通じて現行の調査員の確保を図っている。

令和７年度では、調査区 177 地区、(一般調査区 170 地区で 131 人の調査員)。131 人のうち前回もお願いした調査員が 49 人、新規の調査委員が 52 人、町職員が 30 人。一人の調査員が複数区を担当している場合がある。

社会福祉施設調査委託は、１施設が１調査区となり、４施設に委託調査を実施している。無人調査区が３地区ある。

企画課により調査員確保の担当地区を決めて、それぞれ令和２年の調査員に電話で５月 21 日から依頼を開始。断られた場合は、地域内の方を紹介いただく等随時電話で依頼している。６月 26 日からは、企画課より、住民を含め、自治センター、町職員にも声かけを行い、７月 23 日に全調査員を確保し、県に報告した。今後も今回の確保方法を踏まえ検討する。

委員からの「令和２年度の調査員に電話で依頼してどの程度断られたのか」の問いに、「受けていただいたのが 49 人、断られたのが 100 人弱」との回答があった。

「調査員を過去やられた方が、心が折れるといわれていた。旧甲山、大田地区は人の出入りが激しく、訪ねると門前払いされる。対面の調査は、実態把握に適しているが時代にそぐわない。調査に対する対応の周知、発信、調査員へのフォローも必要ではないか」との問いに、「調査期間中も対応の相談が何件かあった。次回も同じ手法でされるなら考えて行く必要がある」との回答があった。

「調査員の報酬は」との問いには、「受け持ちの調査区数によって違うが、1 調査区で 5 万 1530 円、2 調査区で 9 万 6140 円、3 調査区は 14 万 370 円。40 件くらいが平均件数」との回答があった。

６　その他（令和８年度行政視察について）

委員から提案のあった視察内容及び候補地について説明を受け、視察受入れ先を３月議会までには決定し、視察実施に向けて引き続き準備を進める。

以上、総務文教常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（髙橋公時）　ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

日程第 18　産業建設常任委員会報告を行います。

産業建設常任委員長の所管事務調査の報告を求めます。最初に行政視察の報告からお願いします。

なお、質疑は後程まとめて行いますので、ご了承お願いします。

○産業建設常任委員長（上本　剛）　議長。

○議長（髙橋公時）　上本委員長。

○産業建設常任委員長（上本　剛）　それでは失礼いたします。

令和７年 12 月 16 日

世羅町議会議長　髙橋　公時　様

産業建設常任委員会
委員長　上本　剛

産業建設常任委員会行政視察調査報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第77条の規定により報告します。

【閉会中の行政視察調査】

1　視察日時　令和７年11月６日（木）～11月７日（金）

2　視察場所

（１）兵庫県丹波市

（２）京都府京丹波町

3　出席委員　上本　剛、矢山　靖、亀田　知宏、藤井照憲、（田原　副議長）
　欠席委員　福永貴弘、向谷伸二

4　視察項目

（１）兵庫県丹波市

廃校を利用した観光振興施設及び林業振興施設の取組について

（２）京都府京丹波町

道の駅を核とした観光振興と誘客及び消費拡大の取組について

5　調査内容及び結果

（１）兵庫県丹波市（令和７年11月６日（木））

兵庫県丹波市の概要

兵庫県中央東部に位置するこの市は、面積は 493.21 平方キロメートルである。

東経135度線が市内西部を通り、京都府や丹波篠山市などと隣接しています。阪神間からはＪＲや自動車で1.5～２時間圏内で、南部は阪神都市圏と、北部は京都府方面とのつながりが強い地域である。地形は中国山地の東端に広がる中山間地域で、急峻な山々と、瀬戸内海へ向かう加古川水系、日本海へ向かう由良川水系の源流が走っている。気候は昼夜の寒暖差が大きい内陸型で、秋冬の「丹波霧」が自然環境に特徴を与えている。

視察・調査内容

ア　旧神楽小学校を活用した「フォレスト・ドア」は、地域の木材をふんだんに使い「森の情報発信基地」をコンセプトとする廃校利活用施設として、地域住民の強い要望を背景に、丹波市私有財産を最長10年間の無償使用貸借で提供される行政との関わりの中で、森林整備から木材加工、建設、施設運営までを一貫して行う独自の六次産業化モデルによって持続可能な「循環する里山」を目指す一方、特に利用目的の約７割を占める「モノイレ・木のおもちゃミュージアム」などのコンテンツや稼働率が65%を超える宿泊施設（ウッドヴィラ心楽（しんらく））が、主に阪神間や都会からのファミリー層（約９割）に支持され、2025年８月には月間１万人以上の来場を達成した成功事例である。

（ア）委員の主な質問

質問　林業が抱える現状の問題点、改善点、また将来展望について

答え　地域の林業は、75%が放置されており、管理道がないために土砂災害のリスクが増大し、所有者不明化が進むという現状の課題に対し、フォレストグループは、森林整備と管理道の新設、加工、建設、情報発信という一貫した独自の六次産業化モデルを確立し、「山に価値を見出す」という経営哲学のもと、従来の組合とは異なる山主への収益還元や、薪やチップ事業による未利用材の徹底活用を推進することで、資源が循環する持続可能な社会の実現を目指している。

（２）京都府京丹波町（11月７日（金））

ア　京都府京丹波町の概要

京丹波町は京都府中央部に位置し、人口12,000人余り・世帯数約6,000と、人口・世帯数ともに長期的な減少傾向が続く一方で、高齢化率が４割を超えるなど高齢化が進んでいる地域である。町の産業は農林業を基盤とし、丹波栗や黒豆、山の芋、松茸などの「丹波ブランド」をはじめ、由良川のアユ、丹波牛、ワインなど多様な食・農の資源に恵まれている。また町域の約８割を森林が占め、スギ・ヒノキを中心とした林業も重要な柱となっている。さらに製造業や商業・サービス業も一定の規模を持ち、地域経済を支えている。豊かな自然環境と農林業資源、特産品のブランド力、京都縦貫自動車道による都市圏からの良好なアクセスといった強みが注目される一方、人口減少・少子高齢化への対応や地域の担い手確保、産業の持続性と地域内循環の強化が大きな課題となっており、これらの資源を生

かした地域活性化や移住促進、地産地消や循環型社会づくりが重要なテーマとなっている。

イ　視察・調査内容

交通の要衝である京都府京丹波町が、高速道路開通に伴う通過交通の流出（ストロー効果）に対抗するため、道の駅「京丹波 味夢の里」食の玄関口としてＤＢＯ方式で設立した運営戦略を調査した結果、年間約 283 万人の来場と 20 億円の売上という当初計画を大幅に超える実績を上げ、丹波栗や丹波黒豆などの特産品ブランド化と出荷者協議会との連携を強化している一方で、この膨大な集客を町内への地域回遊に繋げることを最大の課題とされている。

（ア）委員からの主な質問

質問　道の駅に年間約 300 万人が来場する中で、これらの来客を町内へ誘導し、地域回遊を促進するための具体的な取り組みはあるのか。

答え　年間約 300 万人が訪れる道の駅「味夢の里」から町内への地域回遊を促すことが最大の課題とされるなか、運営側はコンシェルジュ配置やイベント・パンフレットによる情報発信、アシストバイクを活用したスロー観光ルートの提供、隣接するマリオットホテルとの観光連携、さらに大学・高校生によるアイデア創出など多様な取り組みを進めており、道の駅を単なる休憩所ではなく「関係人口」創出の起点とすることを目指している。

質問　当初計画の２倍を超える来客数に対し、建物の規模やバックヤード、事務所などのスペース不足といった問題は発生していないか。

答え　道の駅「味夢の里」は来場者数が当初計画の２～３倍に膨れ上がった大成功の一方で、施設規模やインフラ能力を大きく超過しており、ミーティングルームが倉庫化するほどのバックヤード不足、浄化槽容量の限界による対応難、敷地が全盛土で拡張が困難なこと、さらに駐車場不足による秋の大渋滞など、運営に深刻な課題が生じているという状況がある。

（３）まとめ

兵庫県丹波市の旧神楽小学校を活用した「フォレスト・ドア」は、未整

備の森林が 75%を占める地域課題に対し、森林整備から木材加工・建設・施設運営までを一貫して行う独自の第六次産業化モデルを構築し、木材の無駄をなくして「循環する里山」を目指す施設で、本町での里山づくりをはじめ山整備に大変参考になった。

京都府京丹波町の道の駅「京丹波 味夢の里」は、通過交通が高速道路へと流出するという本町と極めてよく似た構造的課題に直面し、その克服策としてＤＢＯ方式で整備された地域振興施設であり、年間約 283 万人・売上 20 億円という圧倒的成果を上げる一方､来客急増によるインフラ逼迫や地域回遊促進の難しさといった本町にも共通する課題があることが確認できた。丹波栗・丹波黒豆を軸としたブランド構築、店舗型ふるさと納税、大学連携、コンシェルジュ配置、アシストバイク導入やホテルとの連携などによる町内誘導の取組みは、同様な通過型交通の町である本町が目指すべき方向性と重なる部分が多く大変参考となった。また、道の駅が集客ハブとしての役割を果たすことで、地域全体の経済循環や関係人口創出へと結びつける重要性を改めて確認できた。

以上、産業建設常任委員会の行政視察調査報告とします。

○議長（髙橋公時）　なお、質疑はまとめて行いますので、次に所管事務調査の報告をお願いします。

○産業建設常任委員長（上本　剛）　議長。

○議長（髙橋公時）　上本委員長

○産業建設常任委員長（上本　剛）　それでは報告いたします。

令和 7 年 12 月 16 日

世羅町議会議長　髙橋　公時　様

産業建設常任委員会

委員長　上本　剛

産業建設常任委員会所管事務調査報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

1　開会日時　令和 7 年 12 月 10 日（水）　午前 9 時 00 分開議

2　開会場所　世羅町議会議場

3　出席委員　上本　剛、矢山　靖、亀田知宏、福永貴弘、向谷伸二、藤井照憲
（髙橋議長）

4　説 明 員　町長、副町長、町民課長、産業振興課長、商工観光課長、
建設課長、上下水道課長

5　調査項目及び内容

（１）現地調査

ア　世羅町有害鳥獣解体処理場（大字京丸）

（ア）冷蔵庫の状況確認

冷蔵庫が小さく搬入が困難であること、また高額な費用を投じた施設であるにもかかわらず使い勝手が悪いことについて、委員からは「現場の切実な声を最優先で改善すべきである」との指摘があった。

具体的には、軽トラックの乗入れ許可や、レール・ホイストクレーンの設置などにより、冷蔵庫までの搬入を一人でも容易に行える環境の整備、さらにダニ対策も含めた速やかな改善が求められた。

これに対し担当課は、軽トラ乗入れ禁止や運搬の不便さといった使い勝手の悪さを認識しているとしたうえで、利用者の負担を軽減するために実施可能な改善策から早急に検討する方針を示した。また、他市町の事例も参考にしながら、利用者との対話を通じて中長期的な施設改革も進めていく考えを示した。

イ　町道小草樅ノ木線道路改良工事（大字赤屋・青近）

（ア）道路改良当初計画と現状

資料により説明を受けた。委員からは、平成 28 年度から事業を開始しているが、なぜこんなに時間がかかっているのかの質問について、担当課からは、

① 事業費の按分：この事業以外にも複数の道路事業が同時に進行しているため、全体の事業費の中で他の事業箇所と予算を按分しながら進めてきたこと。

② 年間予算の規模：町道小草樅ノ木線に対しては、年間 3000 万から 5000 万円程度の予算措置で事業を進めてきたこと。

③ 物価高騰の影響：近年における物価の高騰があり、工事費の上昇などが発生し、事業の終了に若干時間がかかっている状況があると回答があった。

（２）令和７年産の米価の推移と米の消費見込みについて

令和７年産の米価は９月・10 月とも３万７千円前後と高止まりしており、令和６年以降は価格変動も大きくなっている。一方で需要は横ばい･微減、生産量は需要を上回る見通しで、供給過剰と在庫増が予測されています。高米価の継続による消費減や、作付転換が畜産業へ影響する懸念もあり、再生産可能な価格を確保することが課題となっている。

（３）令和７年度入札発注工事(250 万円以上）の契約及び進捗状況について

進捗状況について建設課 22 件、産業振興課４件、上下水道課２件の調査を行った。

（４）鳥獣被害対策実施隊等の現状と活動状況について

ア　実施隊員及び個人捕獲者の年齢構成・人数の推移

実施隊（銃班・罠班）の隊員数は 44～47 名で安定しており、平均年齢は 63～66 歳と高止まりしている。

個人捕獲者は令和５年度 59 名、令和６年度 71 名、令和７年度 65 名で推移し、平均年齢は 67～68 歳程度です。令和６年度の増加は、新規免許取得者への取得費支援事業が影響している。

イ　出動実態

銃班は出動回数・出動人数とも減少傾向で、理由は複数人による出動のため日程調整が困難であることや高齢化による山岳地での作業負担、夏季の高温による猟犬への負担等がある。若年層の資格取得者不足も影響している。罠班は罠の見回り回数が増加している。これはシカやイノシシの被害増加に伴い罠設置数が増えたことが主な要因である。捕獲対象はイノシシからシカへと変化している。

委員からは、銃班の出動について、１回の出動に対し、どの位の人数が必要であるかとの質問に、銃班の１回の出動人数は最低３人であり、適正人数は４～５人程度とされている。これは、犬が追った獲物の逃走経路を待ち構える猟の性質によるもので、多すぎると獣に気配を察知される可能性があるためであると回答があった。

（５）有害鳥獣捕獲に係る報酬、報償金、支援制度の現状と拡充の考え方について

ア　報酬、捕獲報償金、猟友会業務委託料の内訳

委員より、銃班の日額報酬や罠班の月額報酬の設定根拠、および無線免許更新費用、狩猟免許登録費、銃の検査費、弾薬費など、隊員が毎年

自己負担している多額の費用と、町が支給する報酬額のバランスについて質問があった。

担当課は、実際に活動した隊員への報酬や成功報酬を改定し、装備費やその他経費も含めて適切な支援を行う方針を示し、まずは実施隊や捕獲者への手当などの改善を重点的に進めたい意向を示した。

イ　補助金等

該当なし。

ウ　保険（実施隊員・個人捕獲者）

資料により説明を受けた。

委員から、実施隊員が加入する団体障害保険および狩猟登録時の義務保険について、保険料が個人負担か町の委託料に含まれるか確認があった。

担当課は、団体障害保険は町が全額支払う一方、狩猟登録時の保険は全額個人負担であると回答した。

エ　県税の課税の免除等（実施隊員・個人捕獲者）

資料により説明を受けた。ここでの質問はなかったが、総括として、委員より後継者育成は猟友会だけでなく町も支援し、法人内の若者が免許を取得してイノシシ・シカ被害の軽減に取り組むよう促すべきだと要望があった。

担当課より、鳥獣被害対策では、田畑を守る意識の醸成と猟友会・実施隊員との意見交換が不可欠であり、町はその認識形成を促す役割を担う。免許取得者は多くが自衛目的で始めるものの、費用負担で継続が難しいため、一部補助も検討している。また、農業法人にも被害防止策や狩猟免許取得を呼びかけ、隊員手当増額とあわせて捕獲の強化を進める方針が示された。

（６）請願第 29 号に関する町の考え方について

猟友会の３つの要望（①報償金増額 ②見えない負担の反映 ③免許等の負担軽　減）に対し、町は報償金の増額・委託内容の見直し・免許更新補助などで対応を検討していると担当課から説明があった。

（７）尾道松江線開通後の観光客の動向について

ア　開通から 10 年、観光や交流にどのような効果が現れたのか

資料により説明を受け、委員からは、「コロナ禍において、広島県内の観光客数（県内客数）が順調に推移しているのに対し、県外客数が極端に減少し、その回復が非常に遅れている原因」についての質問に対し、担当

課からは、コロナ以前は県外からの団体バス客が多かったが、コロナ以降は特に県外バス利用客の回復が遅れている。一方で、個人や自家用車での来客は増加しているが、県外客数全体の減少につながっている。県内客は落ち込みが少なく、屋外観光を中心に個人客が順調に推移していると回答があった。

（８）宇津戸下仮屋地区臭気問題について

ア　臭気指数及び飼育頭数の推移

はじめに、担当課長より、地域住民の臭気日報や公害対策委員会の情報共有から、今年度は８月に臭気がピークを迎えた後、改善傾向にあり、第３牧場の飼養頭数が来年３月末にゼロになることから、４月以降の臭気状況を注視しながら監視を続けるとあり、その後資料により説明を受けた。

委員より、３月末に０頭になると言われても、事業者は過去に計画を何度も覆してきたため安心できない。さらに、第３が減っても第４が増えている現状では、単に町内で移しただけとなり、本質的な解決にならないのではないかと強く懸念しているとの質問に対し、担当課より事業者は第３牧場を３月末で０頭にすることを明言しており、この約束は覆らないと認識していると回答があった。また、第４牧場については母豚数（現在 750 頭）を増やさない方針で、母豚の生む数による多少の変動を除き、概ね現状の規模で推移するとされている。

さらに、臭気の主原因となる成長後の豚は岡山の第６牧場へ移しており、第３閉鎖後は第４からの移送分が増えるため、第４牧場に残る臭気発生源は今より減る見込みとの回答があった。

６　その他（令和８年度行政視察について）

委員から提案のあった視察内容及び候補地について説明を受け、視察受入れ先を３月議会までには決定し、来年８月下旬までの視察実施に向けて引き続き準備を進める。

以上、産業建設常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（髙橋公時）　ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

日程第 19　議会広報広聴常任委員会報告を行います。

議会広報広聴常任委員長の報告を求めます。

○議会広報広聴常任委員長（向谷伸二）　議長。

○議長（髙橋公時）　向谷委員長。

○議会広報広聴常任委員長（向谷伸二）　それでは報告させていただきます。

令和７年 12 月 16 日

世羅町議会議長　髙橋　公時　様

議会広報広聴常任委員会

委員長　向谷　伸二

議会広報広聴常任委員会所管事務調査報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

１　開会日時　令和７年 12 月 12 日（金）　午後１時 15 分開議

２　開会場所　世羅町役場　第１会議室

３　出席委員　向谷伸二、松尾陽子、亀田知宏、佐倉悠希、矢山　靖、佐々木浩康

（髙橋議長）

４　調査項目及び内容

（１）議会報告会・意見交換会について

ア　まとめ

執行部に関する各地区から寄せられた提案・質問事項等については、文言を整理し執行部に回答を依頼することとした。令和８年１月、事務局にて令和４年度までに行われた例を参考にＱ＆Ａ方式で取りまとめ作業を行う。その後、広報広聴常任委員会で確認後、全議員に議会改革調査特別委員会により最終チェックを行う。できるだけ早い時期に、各自治センターにメールにて回答する。

イ　令和８年度の計画

引き続き、広報広聴常任委員会で議会報告会・意見交換会を担当する。ただし、13 自治センター全体での開催については、広報広聴常任委員会において企画・立案を行い、その後の全体作業を議会改革調査特別委員会で行うことについて、次回のそれぞれの委員会において確認する。

（２）議会だよりについて

ア　紙面構成

紙面は16ページで、年頭あいさつや意見交換会を中心に、12月18日より５日間程度で編集作業を行う。

イ　その他

原稿提出時の統一性を高めるために、「原稿提出チェックリスト」を活用する（次号より）

議会だよりに、より住民の声を反映させることを目的に、議会だよりモニター制度の創設を検討する。

紙面構成上の理由によっては、閉じ穴をなくす場合もある。

（３）その他（令和８年度行政視察について）

議会広報の更なる充実に向けた取組みを学ぶため、先進地である福岡県大刀洗町議会を第一候補として調整を行う。

以上、議会広報広聴常任委員会の事務調査報告といたします

〇議長（髙橋公時）　ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で、議会広報広聴常任委員長の報告を終わります。

日程第20　議会改革調査特別委員会調査中間報告を行います。

議会改革調査特別委員長の報告を求めます。

〇議会改革調査特別委員長（田原賢司）　議長。

〇議長（髙橋公時）田原委員長。

〇議会改革調査特別委員長（田原賢司）　それでは報告します。

令和７年12月16日

世羅町議会議長　髙橋　公時　様

議会改革調査特別委員会

委員長　田原　賢司

議会改革調査特別委員会調査中間報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第47条の規定により報告します。

第１【閉会中の事務調査】

１　開会日時　令和７年11月26日（水）　午後４時15分開議

２　開会場所　世羅町議会議場

３　出席委員　田原賢司、佐倉悠希、亀田知宏、矢山　靖、宗重博之、
佐々木浩康、福永貴弘、向谷伸二、上本　剛、松尾陽子
藤井照憲、（髙橋議長）

４　調査項目及び内容

（１）世羅町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提案について施行日及び提案方法について協議した。

第２【閉会中の事務調査】

１　開会日時　令和７年 12 月５日（金）　午後２時 00 分開議

２　開会場所　世羅町議会議場

３　出席委員　田原賢司、佐倉悠希、亀田知宏、矢山　靖、宗重博之、
佐々木浩康、福永貴弘、向谷伸二、上本　剛、松尾陽子
藤井照憲、（髙橋議長）

４　調査項目及び内容

（１）世羅町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提案について 12 月８日の本会議に発議することを決定した。

第３【開会中の調査】

１　開会日時　令和７年 12 月 12 日（金）　午前 10 時 00 分開議

２　開会場所　世羅町役場　第１会議室

３　出席委員　田原賢司、佐倉悠希、亀田知宏、矢山　靖、宗重博之、
佐々木浩康、福永貴弘、向谷伸二、上本　剛、松尾陽子
藤井照憲、（髙橋議長）

４　調査事項

（１）世羅町議会 YouTube 配信について

ライブ配信時の文字表示について、委員より誤変換は多少あってもやむを得ないとして、現段階では文字放送を掲載して配信することに決定した。

機器の安定性について、YouTube 配信用機器に映像信号の不具合や音声認識の不安定さがあり、業者との協議が続いているため、機器の対応を急ぎ、３月定例会を目途に文字放送を掲載して YouTube 配信を開始することで決定した。また、誤変換がある旨を議会だより（２月号）に掲載するようこととした。

３　その他

（１）議会報告会・意見交換会での執行部への確認事項

各地区から寄せられた住民の意見・質問事項を整理し、執行部へ回答を求める事項を確認した。

「意見」と「提案/質問」の区別を明確にし、意見については削除、提案・質問については文言を整理・補足した上で、執行部へ回答を依頼することとした。

（２）主要施策の成果報告書（決算審査資料）の様式変更について

決算審査の重要資料である成果報告書の様式を、より詳細で分かりやすいものに変更するよう、議会総意として執行部に要望することを決定した。

事業ごとに整理し、当初予算の概要（抜粋）掲載事業は必ず掲載し、歳出を「節」ごとに細かく計上し、一般財源、特定財源が計算式でわかるような仕組みを導入する。

様式の変更について、体裁を整えた上で議長・副議長から町長へ申し入れを行うことを決定した。

（３）委員会資料の提供時期とペーパーレス化

委員会資料を当日の会議直前ではなく、前日の夕方までにタブレットに送付するよう改めて要望があった。また、資料の電子データ（PDF 等）の取扱いについて、現状、紙媒体をスキャンしているなど非効率的な点があり、ペーパーレス化・働き方改革の観点から、電子データでの提供、及び議員による印刷の制限解除について、議長・副議長から町長へ申し入れを行うことを決定した。

以上、議会改革調査特別委員会の調査中間報告とします。

○議長（髙橋公時）　以上で、議会改革調査特別委員長の報告を終わります。

日程第 21　議員派遣について　を議題といたします。

本件については、会議規則第 129 条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣することにいたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔　「異議なし」の声　〕

ご異議なしと認めます。

したがって、お手元に配布のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

お諮りします。ただ今、議員派遣について可決されましたが、本件に関し、派

遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については議長に委任されたいと思います。
これに、ご異議ありませんか。
〔　「異議なし」の声　〕
ご異議なしと認めます。
　したがって、本件、議員派遣に関する変更等の決定については、議長に委任することに決定いたしました。

　お諮りいたします。
　会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、生じたその条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。
〔　「異議なし」の声　〕
　ご異議なしと認めます。
　したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。
　以上で、本定例会に付された事件は、全て終了いたしました。
　これをもって、令和７年 第４回世羅町議会 定例会 を「閉会」いたします。
（起立・礼）

閉　　会　１１時２７分